

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月26日

茨城県知事 殿



提出者

住 所 茨城県土浦市おおつ野四丁目1番1号

氏 名 総合病院 土浦協同病院

院長 広岡 一信

電話番号 029-830-3711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	総合病院 土浦協同病院
事業場の所在地	茨城県土浦市おおつ野四丁目1番1号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	800床
③ 従業員数	1,962名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別表(1)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙添付-2			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	666.023 t	t
	(これまでに実施した取組) 引続きCovid-19感染予防を念頭に、職員教育の徹底及び各部署の分別徹底を実施した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出量	660.000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染症委員会とタイアップして排出量の抑制・減量化の徹底を図る。各部署の分別状況確認の為に立入指導を行う予定。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物と一般廃棄物の分別を廃棄物処理マニュアルに従って徹底する。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物と一般廃棄物の分別を廃棄物処理マニュアルに従って徹底する。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

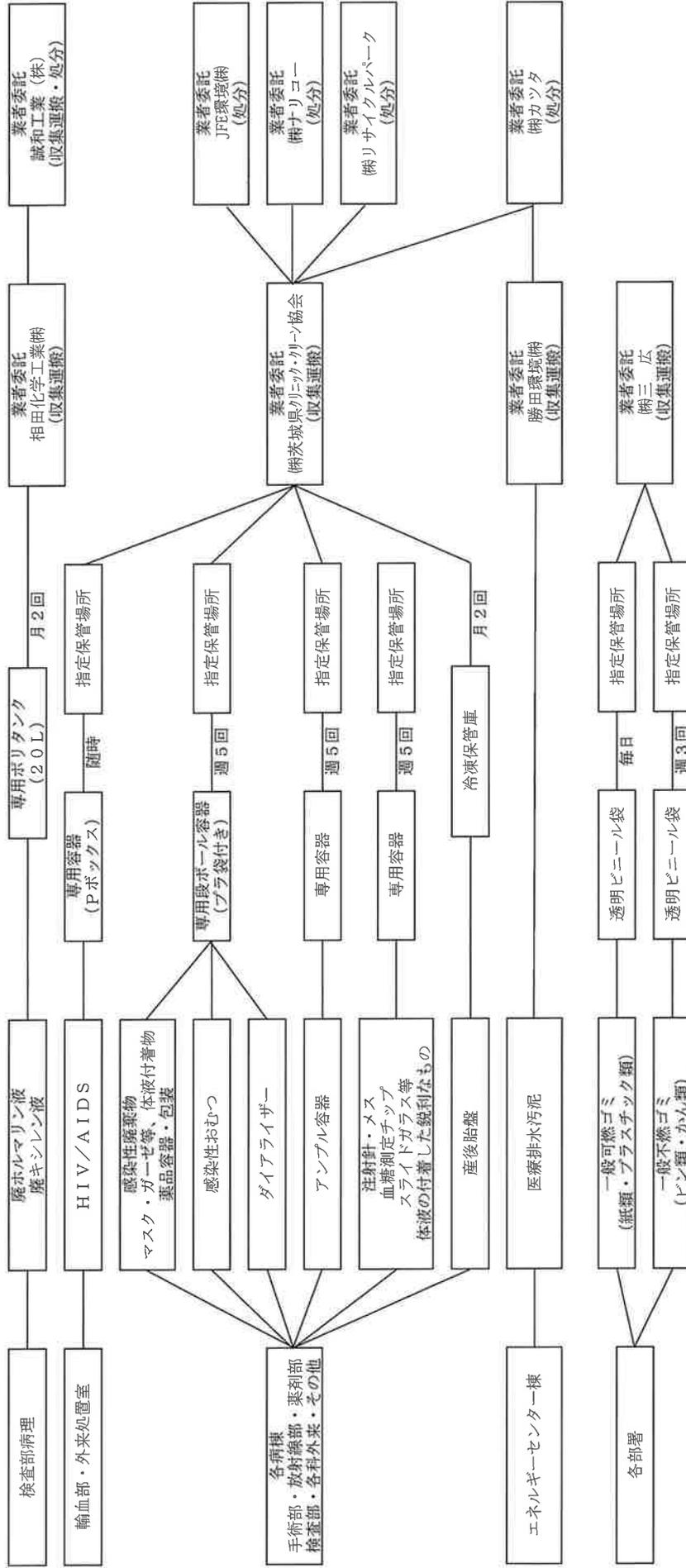
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	666.023 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	666.023 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	t
(これまでに実施した取組) 処理の委託に関しては、優れた能力及び実績を有する優良な収集運搬業者、処分業者に委託している。			

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物
	全処理委託量	660.000 t t
	優良認定処理業者への処理委託量	660.000 t t
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t t
(今後実施する予定の取組) 定期的に処分場の見学を行い、処分業者の処理業務の取り組みを確認する。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	666.023 t
(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト導入済。継続して電子化による業務の効率化等を図っていく。		
※事務処理欄		

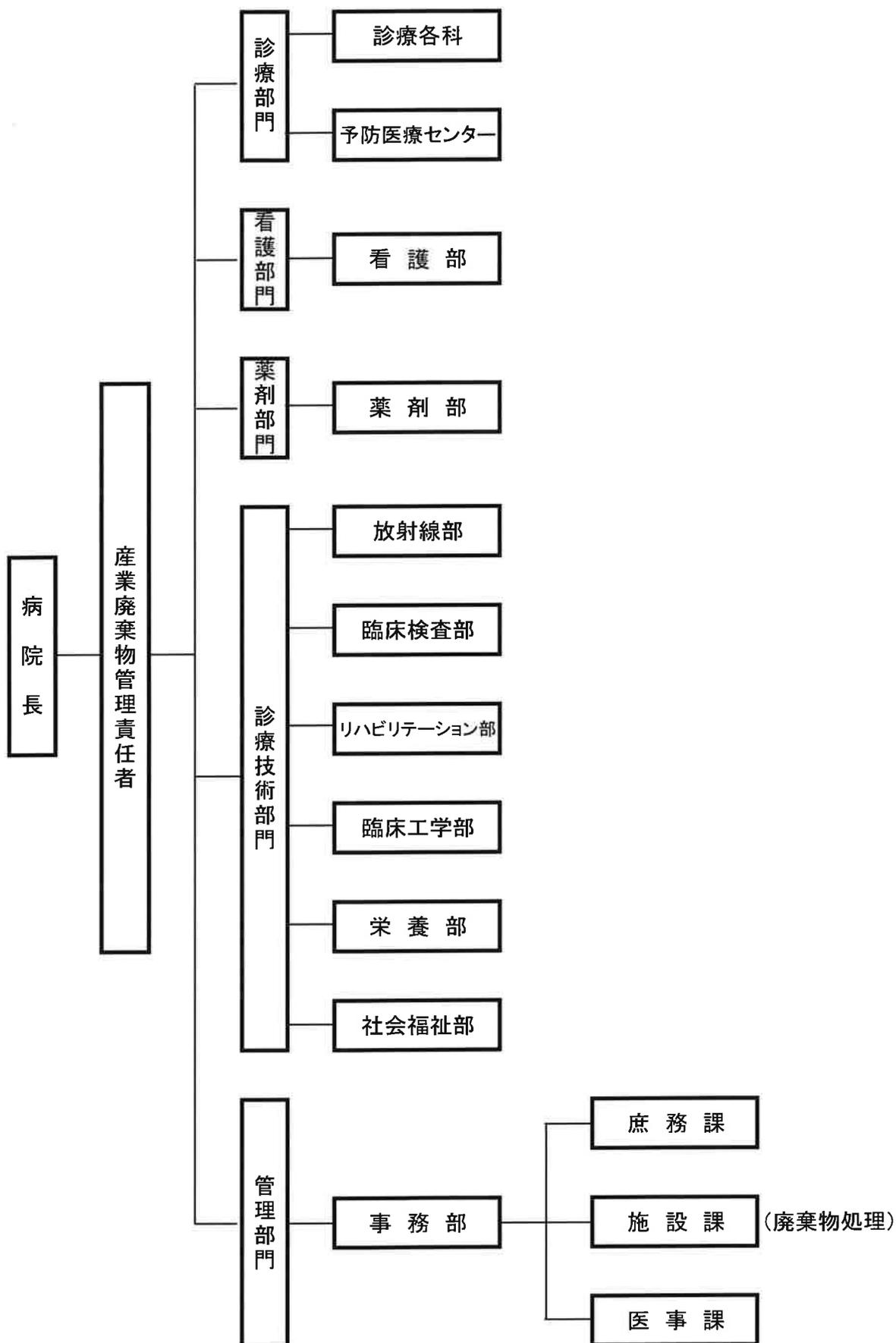
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別表(1) 感染性廃棄物・一般廃棄物処理系統図



医療廃棄物管理組織図



特別管理産業廃棄物処理計画

(1) 当該事業所において現に行っている事業の概要

総合病院土浦協同病院

土浦市おおつ野四丁目1番1号

Tel (代表) 029-830-3711

事業	医療業
従業員数	1,962人
病床数	800床
配置図	別紙

(2) 計画期間

令和6年4月1日より令和7年3月31日の1ヵ年

(3) 特別産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

廃棄物処理責任者：感染管理室看護師長

管理体制組織図：廃棄物処理マニュアル（添付）

(4) 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

廃棄物の種類：感染性廃棄物

廃棄物の性状：液状・固形・鋭利

排出量の抑制：感染性廃棄物と一般廃棄物の分別徹底

具体的取組：廃棄物処理マニュアルの遵守、各部署への立入指導

処理の現状：業者に委託

処理の課題：分別の徹底

今後の処理方針：感染症委員会とタイアップして排出量の抑制・減量化の為、さらなる職員教育の徹底化及び各部署の分別状況確認の為に立入指導等を継続して展開する。

(5) 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

感染性廃棄物と一般廃棄物の分別を廃棄物処理マニュアルに従って徹底する。

(6) 特別管理産業廃棄物の再利用に関する事項

感染性廃棄物のため、再利用は難しい。

(7) 特別管理産業廃棄物の処理に関する事項

業者に委託しておりますが、運搬・中間処理及び最終処分場の確認及び調査。

(8) 特別管理産業廃棄物を適正に処分するために講じようとする措置に関する事項

廃棄物の流出を未然防止するとともに倉庫管理を徹底する。

廃棄物処理マニュアル

総合病院 土浦協同病院

土浦協同病院 廃棄物処理マニュアル

1. 目的

病院内から排出される医療廃棄物及び一般廃棄物（以下「廃棄物」）を適正に処理することにより、B型肝炎・C型肝炎・HIV/AIDS・結核等の院内感染を未然に防止し、院内外の清潔な環境を維持することを目的として作成する。

2. 廃棄物の処理に関する基本事項

- (1) 廃棄物の減量に努めること。
- (2) 廃棄物の処理は別表(1)の処理系統図によって行うこと。
- (3) 廃棄物は種類別に分けて回収し、保管すること。
- (4) 各部署に種類別に分別容器・分別袋を配置すること。

なお、医療廃棄物容器には廃棄物の性状に応じて、各々バイオハザードマークを以下により貼付する。

- ① 固形状のもの（血液等が付着したガーゼ等） 橙色
- ② 鋭利なもの（注射針、メス等） 黄色
- ③ 液状又は泥状のもの（血液等） 赤色
- (5) 廃棄物は分別容器に回収し、異質物の混入は絶対に避けること。
- (6) 分別容器は清潔丁寧に取扱い、破損した場合は直ちに交換すること。
- (7) 分別容器は指定された場所に置き、みだりに移動させないこと。
- (8) 回収された廃棄物は種類別に指定された場所に保管すること。
- (9) 廃棄物の保管場所は施設課が管理すること。
- (10) 廃棄物の保管場所は常に清潔保持し、廃棄物が周囲に散乱しないよう心がけること。
- (11) 廃棄物の保管場所は、月1回若しくは必要に応じ消毒・洗浄を行い衛生管理に留意すること。

3. 各部署における廃棄物の回収（収集）・保管

(1) 医療廃棄物の回収（収集）・保管

- ① 固形状のもの 橙色
 - ア. 専用のプラスチック袋付き段ボール容器に廃棄する。
 - イ. 鋭利なもの、漏液の可能性のあるものの混入は避ける。
 - ウ. 回収した専用容器は、指定された場所に運搬・保管する。
- ② 鋭利なもの 黄色
 - ア. 注射針、血餅が付着した使い捨て器具類及び鋭利なものは、耐貫通性のある専用容器にその都度廃棄する。

- イ. バイアル容器、アンプル容器等鋭利かつ漏液の可能性のあるものは、より密閉性の高い耐貫通性のある専用容器にその都度廃棄する。
- ウ. 専用容器の回収時には蓋をしっかりと閉め、廃棄物や血液等が飛散しないよう十分に注意する。

③ 液状のもの 赤色

- ア. 使用期限の切れた血液製剤、自己血貯血、瀉血療法により採取した血液バッグなどは漏液の危険性が高いため、専用のPボックスに廃棄する。
- イ. 専用容器の回収時には蓋をしっかりと閉め、廃棄物や血液等が飛散しないよう十分に注意する。

(2) 廃酸液の回収・保管

専用ポリタンクに回収し、指定された場所に保管する。

(3) 一般廃棄物の回収 (収集) ・保管

① 燃えるゴミ (可燃物)

- ア. 各部署に配置されたくず入れに廃棄する。
- イ. 透明ビニール袋に回収し、指定された場所に運搬・保管する。

② 燃えないゴミ (不燃物)

- ア. 空き缶空き瓶類は不燃物容器として廃棄する。
- イ. 透明ビニール袋に回収し、指定された保管場所に運搬する。
- ウ. 医療廃棄物以外の金属くず、ガラスくず、陶磁器くず等は、中身が露出しないよう二重にした厚手のビニール袋又は段ボール等に回収し、指定された場所に運搬・保管する。

③ 厨芥類

- ア. 残飯等厨芥類は専用の容器に入れておく。
- イ. 黒ビニール袋に回収し、指定された場所に運搬・保管する。

4. 廃棄物の処理

(1) 医療廃棄物の処理

- ア. 回収した医療廃棄物は、委託契約を結んだ処理業者が保管場所から収集運搬・処分をする。
- イ. 医療廃棄物の引き渡しは施設課立会いの下で行うものとする。
- ウ. 医療廃棄物を引き渡す際には、産業廃棄物管理票 (以下、「マニフェスト」) の交付に代えて電子マニフェストシステムを利用し、1次マニフェストの登録を行う。
- エ. 同システムにより医療廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されたことを確認するとともに、不適正な処理が行われないように必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 廃酸液の処理

回収した廃酸液は、委託契約を結んだ処理業者が保管場所から収集運搬・処分をする。

(3) 一般廃棄物の処理

回収した一般廃棄物は、委託契約を結んだ処理業者が保管場所から収集運搬・処分をする。

5. 廃棄物の責任者

病院内の感染事故等を防止し、医療廃棄物及び一般廃棄物を適性に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、管理体制の充実を図るものとする。

(1) 管理責任者の選任

別表(2)の通りとする。

(2) 各部署における処理責任者の選任

別表(2)の通りとする。

6. 管理責任者の表示

感染性廃棄物保管場所には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13第1号に基づき、別表(3)の通り、管理責任者及び取扱注意等の表示を行う。

7. 廃棄物の処理委託業者

廃棄物の処理委託業者は、下記の処理業者とする。

(1) 医療廃棄物処理業者

茨城県水戸市鯉淵1-5

株式会社 茨城県クリニック・クリーン協会

電話 029-259-7200

(2) 廃酸液処理業者

東京都府中市南町6-15-13

相田化学工業 株式会社

電話 042-368-6311

(3) 一般廃棄物処理業者

茨城県稲敷郡阿見町中央1-13-18

株式会社 三広

電話 029-824-1333

別表（2）

土浦協同病院廃棄物処理マニュアル5の（1）（2）の廃棄物の管理責任者及び各部署内処理責任者を次の通り定める。

1. 廃棄物管理責任者

正	感染管理室	湯原	里美
副	施設課	中島	拓也

2. 各部署内処理責任者

9 A (休床中)	
9 B	櫻井 恵美
9 C	木村 聖子
9 D (休床中)	
8 A (休床中)	
8 B	宮林 栄子
8 C	片倉 幸子
8 D	岩田 友美
7 A	佐藤 真由美
7 B	薬師寺 里美
7 C	小橋 直美
7 D	菅谷 弥生
6 A	宮本 三千代
6 B	中山 和代
6 C	三部 智子
6 D	小室 悦子
5 A	國分 三千子
5 B・MF ICU	遠藤 香織
5 C	松本 順子
N ICU	岩下 悠子
G CU	畑岡 静子
血液浄化センター	箕輪 明美
E ICU	上澤 弘美
G ICU	鈴木 淳
CCU	乙部 知子
SCU	柴崎 直美
手術室	小野 朋子

救命救急センター	上澤 弘美
化学療法センター	鶴田 晴美
内視鏡室	鈴木 久美
一般外来	鈴木 久美
中央材料室	廣瀬 みち子
訪問看護ステーション	西連寺 信枝
予防医療センター	豊田 江美子
患者サポートセンター	柳橋 貴子
薬剤部	椿 浩之
放射線部	沼尻 俊夫
臨床検査部	関口 芳恵
リハビリテーション部	橋本 貴幸
臨床工学部	細川 正浩
栄養部	唯根 理子
社会福祉部	磯崎 美穂
情報システム管理室	鈴木 久人
治験管理室	今泉 紀美代
庶務課	村山 吉生
医事課	寺田 恵子

令和6年4月1日現在

め、廃棄物の搬入時
説を徹底してください。

REPAIR

特別管理産業廃棄物の種類
感染性産業廃棄物

特別管理産業廃棄物の保管場所

特別管理産業廃棄物の種類
感染性産業廃棄物

注意

1. 感染性廃棄物保管場所につき関係者以外立ち入り禁止。
2. 許可なくして梱包容器等の持ち出し禁止。
3. 梱包容器等は、破損しないよう慎重に取り扱いすること。
4. 保管庫開閉後は、必ず鍵をかけること。
5. 梱包容器等の破損を見つけた場合は、下記へ連絡してください。

管理責任者 看護部長 湯原 里美
連絡先 内線5460

医療廃棄物

特別管理産業廃棄物の保管場所

特別管理産業廃棄物の種類
感染性産業廃棄物

注意

1. 感染性廃棄物保管場所につき関係者以外立ち入り禁止。
2. 許可なくして梱包容器等の持ち出し禁止。
3. 梱包容器等は、破損しないよう慎重に取り扱いすること。
4. 保管庫開閉後は、必ず鍵をかけること。
5. 梱包容器等の破損を見つけた場合は、下記へ連絡してください。

管理責任者 看護部長 湯原 里美
連絡先 030-830-3711(代)

本館2F

